

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24378報)

2023年 1月16日 13時50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [1月16日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 1月15日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 1月15日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 12月5日、12月19日、1月15日]</li> </ul>
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p>
その他の事項の対応(注3)	※添付の有り・無し なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2/7

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ  
2023年1月16日 11:00現在

2023年1月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.6 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.1 m <sup>3</sup> /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 15.8 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 14.6 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 15.2 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 24.6 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 24.2 °C	スカーションクシオン上部温度 (TE-2-3-69F1): 18.9 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 17.9 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 15.3 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 15.2 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 24.9 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 24.9 °C	PCV温度 (TE-16-002): 16.7 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 17.9 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.33 kPa.g	4.02 kPa.g	0.45 MPa.g	
蒸気吸入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.59 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 15.65 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 6.62 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.54 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 8.47 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 7.91 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	200 m <sup>3</sup> /h	13.18 Nm <sup>3</sup> /h	22.99 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: - vol% ※6	A系: 0.11 vol% B系: 0.10 vol%	A系: 0.13 vol% B系: 0.12 vol%	
原子炉格納容器 放射線濃度 [Xe135] ※2	A系: 指示値 9.08E-04 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 4.98E-04 B系: 指示値 1.28E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.50E-04	A系: 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.2E-01 B系: 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.2E-01	A系: 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 1.9E-01	
使用済燃料プール 水温度	24.6 °C	23.9 °C	※5	※5
FPC 計測ノック 水位	3.92 m	4.30 m	4.25 m	41.2 X100mm

※1: 放射線計測器の検出限界値は0.00 vol%と表示する。(放射線濃度の検出限界値は、計測器の検出限界値と放射線濃度の検出限界値の両方を満たす場合にのみ検出される。)

※2: 放射線濃度の検出限界値は0.00 Ba/cm<sup>3</sup>と表示する。放射線濃度の検出限界値は、放射線濃度の検出限界値と放射線濃度の検出限界値の両方を満たす場合にのみ検出される。

※3: 蒸気吸入流量は、正方向に測定された値を示す。

※4: 蒸気吸入流量は、正方向に測定された値を示す。

※5: 水位は、計測ノックの検出限界値と水位の検出限界値の両方を満たす場合にのみ検出される。

【留意事項】  
各項目については、測定値そのものの異常発生の影響を受け、通常の使用環境条件下  
各項目に異常発生、正しく測定されておらず、異常発生している可能性がある。また、  
測定値の異常発生による影響は、このように表示される。異常発生した場合、異常  
発生時の状況を確認し、必要に応じて異常発生原因の調査を行う。異常発生時の  
対応については、異常発生時の対応マニュアルを参照してください。

2023年1月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/01/15 07:27	< 4.0E+00	< 5.3E+00	< 3.8E+00
プロセス主建屋北東	2023/01/15 06:57	< 4.0E+00	< 2.8E+00	< 4.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/01/15 07:02	< 4.6E+00	< 3.0E+00	< 5.2E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/01/15 07:17	< 4.0E+00	< 5.1E+00	< 4.3E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/01/15 07:22	< 5.1E+00	< 4.0E+00	4.4E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/01/15 07:12	< 4.5E+00	< 3.5E+00	< 4.4E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/01/15 07:07	< 3.8E+00	< 3.5E+00	< 4.4E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E+0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

3/7

4/7

2023年1月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/01/15 07:15	< 3.3E+00	< 4.4E-01	1.9E+00
物揚場排水路	2023/01/15 07:25	< 3.3E+00	< 5.4E-01	< 6.6E-01
K排水路	2023/01/15 06:00	6.6E+00	< 4.4E-01	2.9E+00
BC排水路	2023/01/15 06:00	< 3.3E+00	< 6.8E-01	< 6.1E-01
D排水路	2023/01/15 07:20	< 3.3E+00	< 3.4E-01	< 5.5E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)，Cs-137(約30年)

・不等号 (<) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{00}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31， $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1， $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み取る。

・採取当日の降雨量は1.5 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/7

2023年1月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/12/05 08:00	1.1E+01	4.5E-01	1.3E-02	< 8.3E-01	< 5.3E-01
1F 物置場前	2022/12/05 07:15	1.5E+01	< 1.8E+00	1.2E-02	< 2.5E-01	2.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東減速機北側)	2022/12/05 06:55	< 1.2E+01	3.8E+00	< 1.6E-01	< 2.8E-01	9.5E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (海水壁前)	2022/12/05 06:50	< 1.2E+01	4.9E+01	5.1E-01	< 3.2E-01	2.1E+00
1F 南放水口付近 (T-2) *	2022/12/05 08:10	6.8E+00	< 3.1E-01	2.3E-03	< 6.7E-01	< 8.8E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/12/05 06:54	< 1.4E+01	6.7E-01	< 4.1E-03	< 3.2E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2022/12/05 06:45	< 1.4E+01	< 1.8E+00	< 1.4E-01	< 3.7E-01	3.4E-01
1F 港湾内北側	2022/12/05 06:40	< 1.4E+01	< 1.8E+00	1.4E-02	< 2.7E-01	< 3.3E-01
WHOの飲料水質ガイドライン**1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

\* 核種の半減期: H-3(約12年), Sr-90(約29年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

\*\* 不等号 (<: 小なり) は, 検出限界未満 (ND) を表す。

測定対象外および検出中止の項目は「-」と記す。

・O.E±Oとは,  $O.O \times 10^{+O}$  であることを意味する。

(例) 3.1E+01は  $3.1 \times 10^1$  で31, 3.1E+00は  $3.1 \times 10^0$  で3.1, 3.1E-01は  $3.1 \times 10^{-1}$  で0.31と読み。

・物置場前, シルトフェンス開閉を行った日は開閉直前直後にもサンプリングを実施。

・Sr-90以外は裏にお知らせ済み。

\*\*1 WHOの飲料水質ガイドラインにおける, H-3, Sr-90, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※ 試料採取作業の安全確保ができないため, 採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

6/7

2023年1月16日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内, 放水口付近&gt; (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/12/19 08:20	1.2E+01	< 3.2E-01	< 6.3E-01	< 6.5E-01
1F 6号機取水口前	2022/12/19 08:00	1.5E+01	< 2.4E+00	< 3.1E-01	< 2.9E-01
1F 物揚場前	2022/12/19 07:25	2.1E+01	< 2.0E+00	< 3.8E-01	< 2.6E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2022/12/19 07:05	1.4E+01	3.1E+00	< 2.9E-01	1.3E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2022/12/19 07:00	< 1.2E+01	3.1E+01	< 2.9E-01	2.4E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2022/12/19 08:26	1.1E+01	< 3.2E-01	< 5.7E-01	< 6.1E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/12/19 06:59	< 1.3E+01	4.5E-01	< 3.2E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2022/12/19 06:50	< 1.3E+01	2.4E+00	< 2.6E-01	8.9E-01
1F 港湾内東側	2022/12/19 06:53	1.7E+01	< 1.8E+00	< 2.2E-01	< 3.9E-01
1F 港湾内西側	2022/12/19 06:48	< 1.3E+01	< 1.8E+00	< 2.5E-01	< 3.4E-01
1F 港湾内北側	2022/12/19 06:45	1.5E+01	< 1.8E+00	< 2.5E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内南側	2022/12/19 06:56	< 1.3E+01	< 1.8E+00	< 2.0E-01	< 2.7E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2022/12/19 07:08	1.5E+01	< 3.5E-01	< 3.2E-01	< 3.3E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2022/12/19 07:12	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 2.4E-01	< 2.8E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2022/12/19 07:57	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 2.7E-01	< 3.3E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2022/12/19 07:52	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 3.0E-01	< 2.3E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2022/12/19 07:47	< 1.3E+01	< 3.5E-01	< 2.6E-01	< 2.3E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年)，Cs-134(約2年)，Cs-137(約30年)

・不符号 (<) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $0.0E+0$ とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31、 $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1、 $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

・T-0-1、T-0-1A、T-0-2、T-0-3A、T-0-3のH-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3、Cs-134、Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

7/7

2023年1月16日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内,放水口付近&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/01/15 07:40	—	< 5.2E-01	< 7.3E-01
1F 6号機取水口前	2023/01/15 07:30	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.9E-01
1F 物揚場前	2023/01/15 07:10	1.4E+01	< 2.9E-01	< 3.5E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/01/15 07:05	< 1.3E+01	< 2.9E-01	< 3.3E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (返水壁前)	2023/01/15 07:00	< 1.3E+01	< 2.8E-01	1.7E+00
1F 南放水口付近 (T-2)※	2023/01/15 08:35	1.0E+01	< 5.0E-01	< 6.5E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/01/15 06:23	< 1.2E+01	< 3.9E-01	< 3.2E-01
1F 港湾中央	2023/01/15 06:19	1.6E+01	< 2.6E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内東側	2023/01/15 06:21	1.7E+01	< 2.6E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内西側	2023/01/15 06:17	1.6E+01	< 2.7E-01	2.7E-01
1F 港湾内北側	2023/01/15 06:15	< 1.3E+01	< 2.5E-01	< 2.6E-01
1F 港湾内南側	2023/01/15 06:25	< 1.3E+01	< 2.9E-01	< 3.6E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日誌)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)  
(第24379報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2023年 1月16日 16時15分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第24376報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクFに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水開始 : 10時26分</li> <li>・排水終了 : 14時51分</li> <li>・排水量 : 658 m<sup>3</sup></li> </ul> <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事象該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。



東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24380報)

2023年1月16日16時15分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 1月15日、発電所構内において、パトロール中の協力企業作業員が階段を踏み外して左足を負傷しました。 入退域管理棟救急医療室にて、「左足関節部骨折の疑い」と診断され、本日、医療機関にて「左足関節三果骨折」と診断され手術を行ったことから、休業を要する災害と判断したため、お知らせするものです。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時刻 1月15日 1時10分頃</li> <li>・発生場所 発電所構内 6号機原子炉建屋(屋外)</li> <li>・負傷者の所属 協力企業作業員</li> <li>・身体汚染の有無 なし</li> <li>・発生状況 パトロール中階段を踏み外し負傷</li> </ul> <p>【公表区分：E】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2023年1月16日17時12分

訂正 rev.1

第24380報の訂正

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

※1誤記訂正  
正)行方不定あり  
誤)行方不定あり

様式0-1(1/2)

(第24380報) 24381報

応急措置の概要 (原子炉施設)

2023年 1月16日16時15分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>1月15日、発電所構内において、パトロール中の協力企業作業員が階段を踏み外して左足を負傷しました。 入退域管理棟救急医療室にて、「左足関節部骨折の疑い」と診断され、本日、医療機関にて「左足関節三果骨折」と診断され手術を行なうこととなり、休業を要する災害と判断したため、お知らせするものです。 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">行方不定あり ※1</span></p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時刻 1月15日 1時10分頃</li> <li>・発生場所 発電所構内 6号機原子炉建屋(屋外)</li> <li>・負傷者の所属 協力企業作業員</li> <li>・身体汚染の有無 なし</li> <li>・発生状況 パトロール中階段を踏み外し負傷</li> </ul> <p>【公表区分：E】</p> <p>※添付の有り・<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無し</span></p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。